

公契約基本条例に関する主な御意見（要旨）

1 市内中小企業の受注等の機会の増大

- 条例が施行され、大いに期待している。分離・分割発注を徹底し、地元業者の受注機会を一層確保してほしい。
- 今後の大規模工事でも、地元中小企業によるJV手法の採用や工事の細分化による分離発注等により、参入機会を最大限確保してほしい。

2 適正な労働環境の確保

- 適正な労働条件の確保等のため、引き続き条例の適正な運用を。また、ワーキングプアとならない水準確保に向け、労務報酬下限額のガイドラインや推奨値の設定の検討を。
- 契約と労働の実態を明らかにし、条例に賃金下限を規制する項目の導入を。下限は、適正な賃金水準の確保と、市場賃金が極めて低い職種は生計費を保障するものに。
- 設計労務単価の上昇を実際の賃金に反映するため、公契約基本条例に労務単価をベースにした「賃金条項」を新設してほしい。
- 法定福利費の適正な支払いや、労務単価上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いに関し、独自取組の推進を。まず、実態調査を。
- 条例の運用に関し、審査委員会の機能を高め、建設現場の声が反映するよう、技能労働者の代表が参加する仕組みを。
- 条例を改正して賃金下限や雇用継承を規定し、「ワーキングプア」の解消、生活できる賃金の確保、技術の伝承、健全経営と地域の活性化を。
- 建設業での長時間労働是正が重要。週休2日制導入に向け、発注者主導の試行工事の早期実施を。また、提出書類の簡素化も。
- 予定価格を事前に公表するよう要望する。

3 適正な履行と質の確保

- ダンピングや不良業者の参入による賃金・労働条件の引下げが行われないよう、適切な最低制限価格を設定してほしい。
- 地元業者が適正な利潤を確保し、若手を確保・育成できるよう、最低制限価格を引き上げてほしい。

4 社会的課題の解決に資する取組

- ビルメンテナンス業務に関し、一定数以上の障害者雇用を入札参加資格とできないか。